

平成 23 年 2 月 24 日
内閣府地域主権戦略室
厚生労働省職業安定局

各都道府県地域主権改革担当部局 御中

アクション・プランを実現するための提案について（募集）

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

昨年 12 月 28 日に「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定されたところですが（別紙 1 参照）、当該アクション・プラン 2.（3）（ハローワーク関係）の具体化に向けて、当該（3）中の「一体的な実施」に係る提案を下記のように募集し、その提案を受けて政府として所要の措置を講じてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

記

1. 募集事項

アクション・プラン 2.（3）に記載する「一体的な実施」に係る提案

※様式は自由ですが、その全体像（例：提案の概要、提案理由（「一体的実施」による具体的効果・対応できる利用者ニーズ等）、国と地方がそれぞれ行う具体的な業務内容、「一体的実施」を行う具体的場所等）や既存の制度・事業との違いがわかるよう、工夫をお願いします。

※複数の地方自治体で共同で提案されることも可能です。

2. 募集期間

平成 23 年 2 月 24 日～ 3 月 31 日

※提案状況をみて、4 月以降、募集期間を再設定することがあり得ます。

3. 提出先

原則として、内閣府地域主権戦略室にお願いいたします。

ただし、当該提案に係る国の事業が、平成 23 年度厚生労働省予算で対応可能と思われるもの（参考資料参照）については、厚生労働省職業安定局に直接提案していただくことも可能です。

（※具体的な連絡先は、5 と同様です。）

4. 提案後の流れ（別紙 2 参照）

内閣府地域主権戦略室にいただいた提案については、当室で内容の確認をいたします。また、その際、必要に応じヒアリングさせていただきます（注 1、2）。

→ その内容について、アクション・プラン推進委員会のハローワークチームで議論を行い、当該推進委員会の議論を経て方針を決定することとしております。

→ 当該方針のもとに、国は制度改正等所要の措置を講じるとともに、具体的な実施方法については、提案した地方自治体と厚生労働省との間で協議していただくこととしております。

なお、3. のただし書きにより、厚生労働省職業安定局にいただいた提案については、提案した地方自治体と厚生労働省との間で協議していただくこととしております（注 2）。

（注 1）提案の内容確認の結果、当該提案に係る国の事業が平成 23 年度厚生労働省関係予算で対応可能なものについては、速やかな実施を図るべく、当該提案を行った地方自治体と厚生労働省との間で協議していただくこととしております。

（注 2）厚生労働省と直接協議を行ったものの、速やかな実施が図られない等の問題が生じた場合には、内閣府地域主権戦略室に御相談ください。

5. その他

当該提案に係るお問い合わせについては、以下の連絡先まで、直接メール、文書等でいただくようお願いいたします。

アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～

平成 22 年 12 月 28 日
閣 議 決 定

国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により、出先機関改革を下記のとおり進める。

記

- 1 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するための広域的实施体制の枠組み作りのため、所要の法整備を行う。その際、以下の点に留意しながら進める。

(1) 広域的实施体制の在り方について

広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備する。その際、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けようとする具体的意思を有する地域との間で、十分な協議・調整を行う。

なお、北海道等については、地域特性に配慮した特例を設ける。

(2) 事務・権限移譲の在り方について

出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。

全国一律・一斉の実施にこだわらず、広域で意思統一が図られた地域からの発意に基づき移譲する仕組みとする。

(3) 職員、財源に係る措置の在り方について

移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる。

また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保することとし、ブロック単位で大幅な事務・権限の移譲が行われる場合には、税源移譲についても検討する。

(4) スケジュールについて

平成 24 年通常国会に法案を提出し、準備期間を経て 26 年度中に事務・権限の移譲が行われることを目指す。

2 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限については、次のように整理する。

(1) 直轄道路

一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本とし、それ以外のものの受皿となりうる1の体制が整うまでの間にあっても、国と都道府県・指定都市との個別協議に基づく移管が早期に実現するよう、その対象の拡大も含めて移管の対象となり得る道路を国と都道府県・指定都市の間で確認し、積極的に取り組んでいく。

なお、移管に際しては、広域的に移動する道路利用者の視点に留意するとともに、関係市町村長の意見を聴く。

(2) 直轄河川

一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する水系に属するものについては原則移管することを基本とし、それ以外のものの受皿となりうる1の体制が整うまでの間にあっても、国と都道府県との個別協議に基づく移管が早期に実現するよう、その対象の拡大も含めて移管の対象となり得る河川を国と都道府県の間で確認し、積極的に取り組んでいく。

なお、移管に際しては、河川管理は国民の生命・財産に影響を与えかねないものであることに留意し、住民の生命・財産の保護の責務を有する流域の関係市町村長の意見を聴く。

(3) 公共職業安定所（ハローワーク）

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対

策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

(4) 直轄道路、直轄河川及び公共職業安定所（ハローワーク）について、上記改革を円滑かつ速やかに実施するための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける。

3 2以外の事務・権限については、1の体制が整うまでの間であっても、地方自治体の意見・要望を踏まえ、事務・権限の移譲を積極的に行う。

(1) 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については都道府県に移譲する。そのうち、速やかに着手するものについて、関係府省が行った自らが所管する出先機関の事務・権限仕分け（以下「自己仕分け」という。）において全国一律・一斉に地方自治体に移譲するものとされたもの（「自己仕分け」結果において「A－a」とされたもの）を参考にして、移譲に向けた取り組みを実施する項目及びその実施に向けた工程を地方と協議した上で平成23年6月末までに整理する。

(2) 複数の都道府県にまたがる事務・権限を含めて、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲する事務・権限及び個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断する事務・権限（「自己仕分け」結果において「A－b」又は「B」とされたもの等）については、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的に移譲を進めることとし、これらの移譲を円滑に進めるため、地方自治体からの相談窓口を設ける等所要の体制の整備等を行う。

(3) (1) 及び (2) を円滑かつ速やかに実施するための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける。

4 国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化を行う。

5 財源・人員の取扱いについては、事務・権限の地方自治体への移譲を円滑に実施するため、以下のとおり、進める。

(1) 財源の取扱い

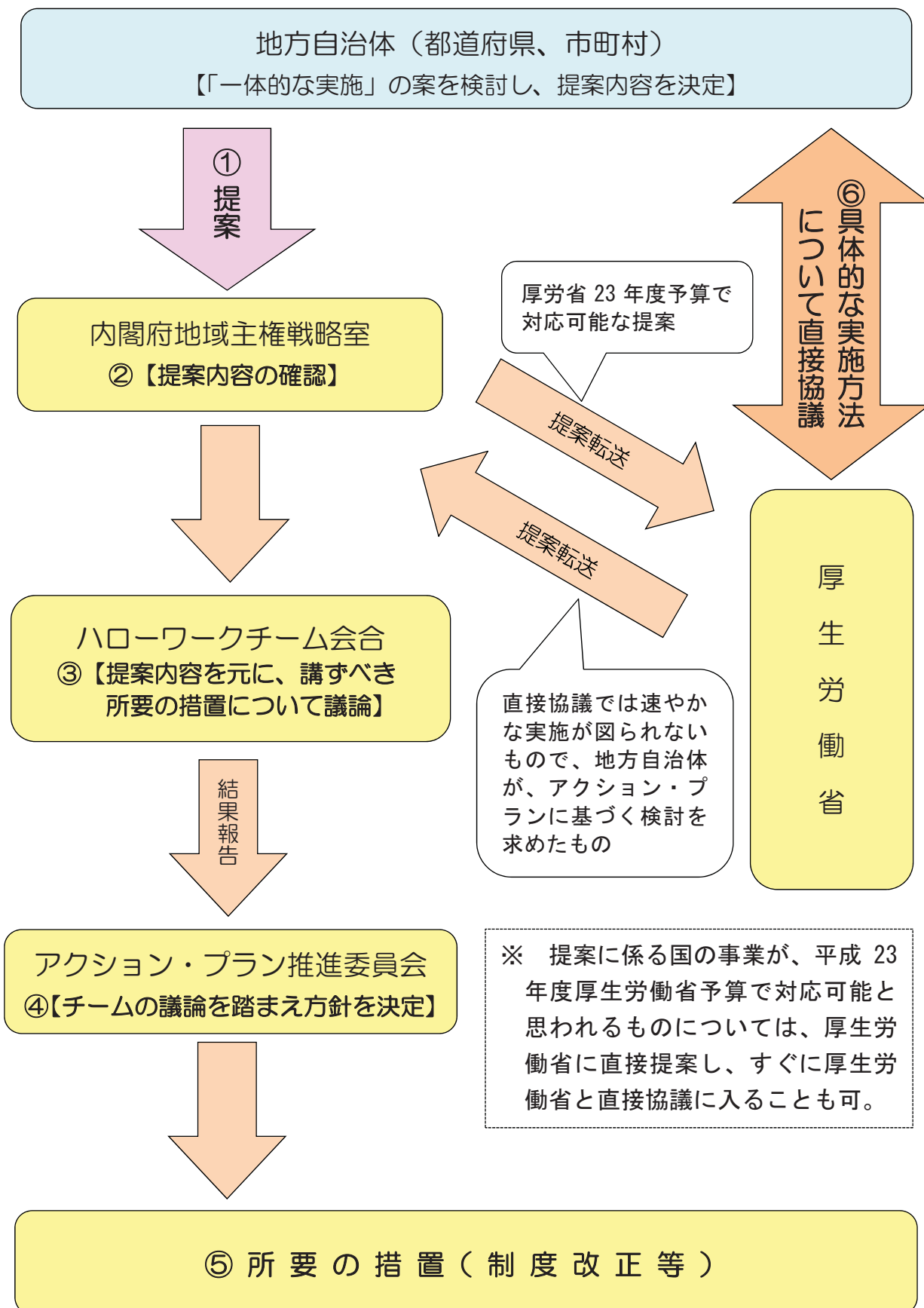
事務・権限の地方自治体への移譲及び国から地方自治体への人員の移管等に際しては、改革の理念に沿って、それに伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる。

(2) 人員の移管等の取扱い

事務・権限の地方自治体への移譲に伴う人員の地方移管等の取扱いについて、技術や専門性を有する人材活用の観点から、職員の雇用と国と地方を通じた公務能率の維持・向上、国と地方の対等の立場にも配慮しつつ、次のような方向で、人員の移管等の仕組みを検討・構築する。

- ① 人材の地方自治体への移管等について総合的な調整を行うため、国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
- ② 人材の地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等の構築（移管等が必要となる要員規模の決め方、移管等の方法、身分の取扱い、給与を含む処遇上の取扱い、退職金の負担等）

「一体的な実施」に係るフローチャート



「国と地方の一体的実施」の関連施策

「国と地方の一体的実施」の関連政策としては、若年者の就労支援等について、下記のようなものがある。
アクション・プランに基づく「国と地方の一体的実施」の具体化にあたっては、これらの事業等で蓄積されたノウハウ・事業基盤を活かして、ご提案いただくことも考えられる。
また、自治体のご提案の中で、下記の平成23年度予算で活用できるものについては、厚生労働省は、できる限り早期に実現できるよう、自治体と協議する。

○ジョブカフェ 【46都道府県(90カ所)】

都道府県が若者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ）を設置。

厚生労働省はジョブカフェにおいて就職セミナー等の委託事業を実施するとともに、都道府県からの要請に基づきハローワークを併設、職業紹介・職業相談を実施。

※ 40都道府県で、ハローワークを併設

○ふるさとハローワーク事業 【全国153カ所】

国と地方自治体とが共同で地域の実情に応じた雇用対策を積極的に実施するための拠点として設置

○「福祉から就労」支援事業 【新規】

地方自治体とハローワークの間で協定を結び、地方自治体とハローワークの担当者が構成する支援チームが、生活保護受給者等に対して、積極的な就労支援を実施

○求職者総合支援センター（平成23年度で終了）【全国56カ所】

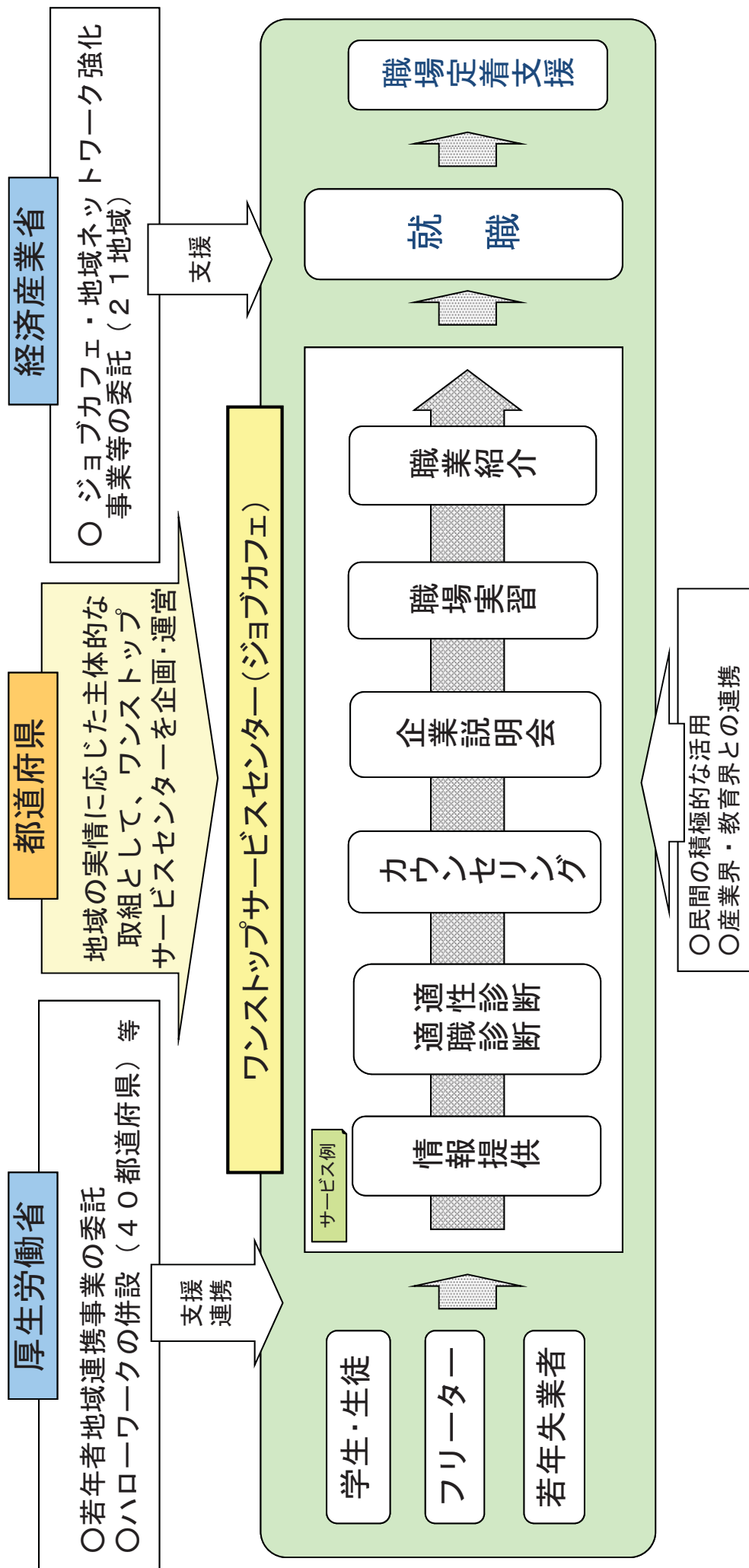
求職者に対し、都道府県と国が、就業と生活に関する相談を総合的に実施

※ 都道府県が緊急雇用創出事業により造成する基金を活用して設置。

ジョブカフェ

平成23年度予算案 1,522(1,561)百万円(厚生労働省分)

- 平成15年6月に策定された「若者自立・挑戦プラン」に基づき、都道府県の主体的な取組として、若年者に対する幅広い就職関連サービスをワンストップで提供する施設。
- 46都道府県(90カ所)に設置。(平成22年4月現在)
- 平成21年度実績:利用者数192.6万人、就職者数9.0万人。



ふるさとハローワーク事業の推進

事業 内容

地域求職者の多様なニーズに応え、労働力需給調整のミスマッチを解消する目的で、国と地方自治体とが共同で地域の実情に応じた雇用対策を積極的に実施するための拠点として「ふるさとハローワーク」を設置し、地方自治体が講ずる就業支援施策とハローワークによる職業相談・職業紹介を一体的に実施

【予算額】平成22年度 2,558百万円 → 平成23年度予算案 2,070百万円

ハロー ワーク 類型

《都道府県等連携型》 平成22年：26カ所
都道府県及び政令指定都市の求めに応じ設置
(国と都道府県等とが連携して設置する運営協議会において事業運営計画を策定し、これに基づき共同で支援を実施)

《市町村連携型》 平成22年：127カ所

公共職業安定機関が設置されていない市区町村の求めに応じ、市町村庁舎等を活用して設置

事業 スキ ーム

《ふるさとハローワーク(都道府県等連携型)》

運営協議会を設置し、事業運営計画の策定

都道府県等

都道府県等が地域の産業施策等に関連して実施する雇用対策

国の委託

国(労働局)が民間に委託して実施する就業支援事業

国

ハローワークの全国ネットワークによる職業紹介・職業相談

《ふるさとハローワーク(市町村連携型)》

市町村

市町村が住民サービスとして実施する相談・情報提供業務

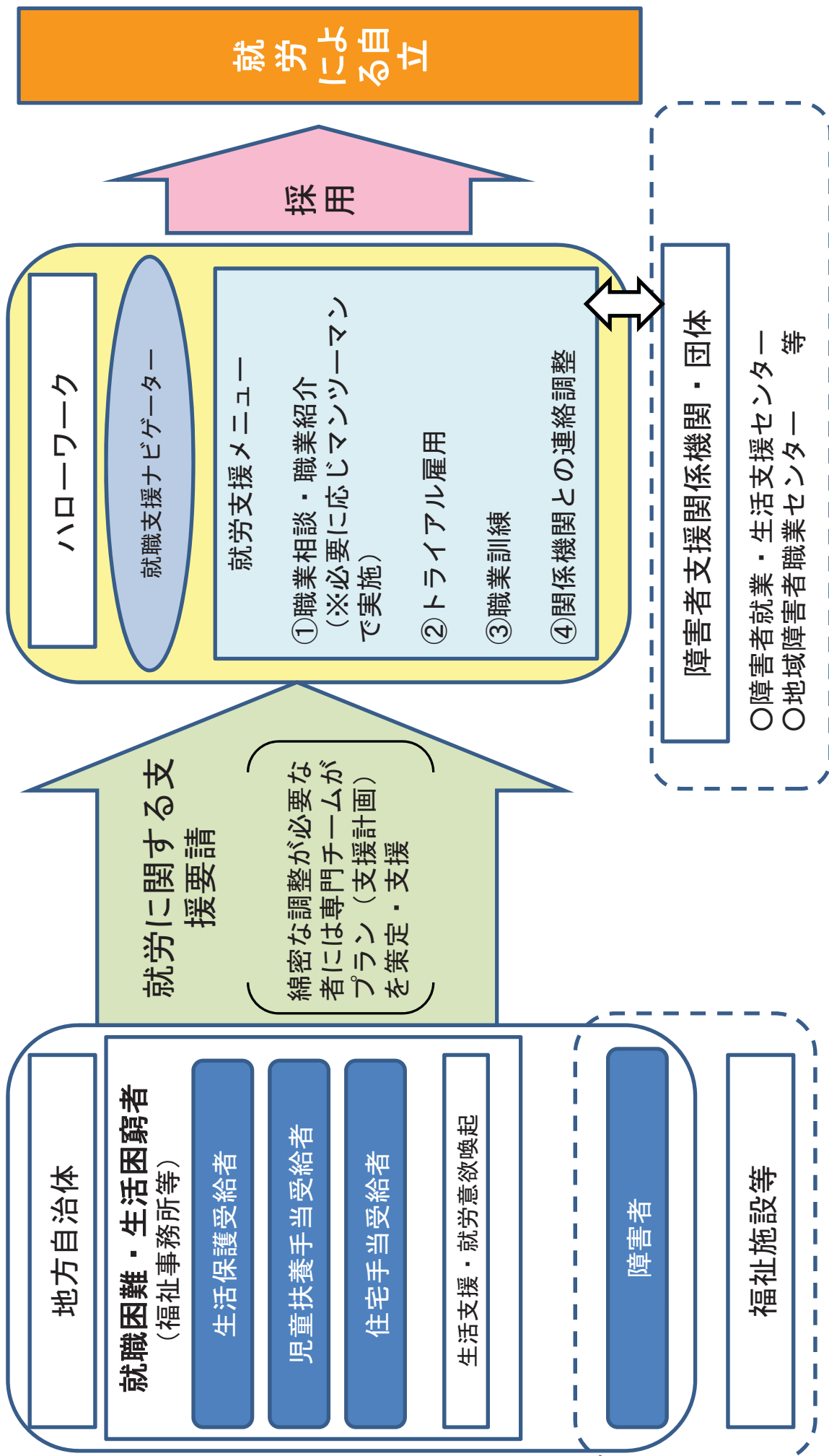
国

ハローワークの全国ネットワークによる職業紹介・職業相談

市町村の庁舎等を活用

「福祉から就労」支援事業（仮称）の概要

地方自治体とハローワークの間で、当該事業に関する協定（支援の対象者、対象者数、目標、支援手法、両者の役割分担等）を締結。
平成23年度予算案 3,491百円



求職者に対する就業・生活に関するワンストップ相談の実施について (総合的就業・生活支援事業)

緊急雇用創出事業(基金)(平成21～23年度)

求職者総合支援センター 【全国56カ所】

都道府県(又は政令指定都市、中核市等)

(施設を設置、生活・就業相談員を配置)

- 生活・就業相談
 - ・ 公営住宅に関する情報提供等、住居の確保に関する相談
 - ・ 生活支援策に関する情報提供等、生計維持に関する相談
 - ・ 将来の安定就職に向けた能力開発に関する相談

等

国(ハローワーク)

(職業相談員を配置)

- 職業相談・職業紹介
- 求人情報、労働市場情報の提供
- 職業安定行政機関の行う各種支援についての周知、利用に関する相談

等

一体的に実施

求職者に対し、就業と生活に関する相談をワンストップで実施

連携・連絡・協議、出張相談等

その他
(都道府県・市町村の関係部局等)

福祉関係機関

能力開発関係機関

都道府県労働局・ハローワーク